

伊勢市公報

第458号
令和6年12月5日
木曜日

目次

	頁
規 則	
○ 伊勢市商談・展示スキルアップセミナー開催業務受託者選定委員会規則	2
○ 伊勢市職員の職務に専念する義務の特例に関する規則の一部を改正する規則	5
○ 伊勢市事務分掌規則等の一部を改正する規則	7
教育委員会規則	
○ 伊勢市立図書館規則の一部を改正する規則	12
訓 令	
○ 伊勢市事務決裁規程の一部を改正する訓令	14
議会訓令	
○ 伊勢市議会の個人情報の保護に関する条例施行規程の一部を改正する訓令	16
病院事業管理規程	
○ 市立伊勢総合病院の診療等に関する規程の一部を改正する規程	18
告 示	
○ 市道の路線の認定の告示事項の変更について	20
○ 道路の供用開始の告示事項の変更について	21
○ 市議会定例会の招集について	22
教育委員会告示	
○ 教育委員会会議の招集について	23
議会告示	
○ 伊勢市議会図書室規程の一部を改正する告示	24
上下水道事業告示	
○ 伊勢市指定給水装置工事事業者の指定の更新について	26
公 告	
○ 公示送達	27
○ 農用地利用集積計画について	28
○ 公示送達	29

伊勢市商談・展示スキルアップセミナー開催業務受託者選定委員会規則

をここに公布する。

令和6年11月22日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市規則第54号

伊勢市商談・展示スキルアップセミナー開催業務受託者選定委員会 規則

(設置)

第1条 伊勢市附属機関条例（平成29年伊勢市条例第2号）第2条第2項の規定により、伊勢市商談・展示スキルアップセミナー開催業務を行う事業者の選定に係る委員会として、伊勢市商談・展示スキルアップセミナー開催業務受託者選定委員会（以下「選定委員会」という。）を置く。

(委員長及び副委員長)

第2条 選定委員会に、委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、選定委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を行う。

(会議)

第3条 選定委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 選定委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。
- 3 選定委員会の議事は、委員で会議に出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第4条 選定委員会の庶務は、産業観光部商工労政課において処理する。

(委任)

第5条 この規則に定めるもののほか、議事の手続その他選定委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が選定委員会に諮って定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

伊勢市職員の職務に専念する義務の特例に関する規則の一部を改正する

規則をここに公布する。

令和6年11月28日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市規則第 55 号

伊勢市職員の職務に専念する義務の特例に関する規則の一部を改正する規則

伊勢市職員の職務に専念する義務の特例に関する規則（平成 17 年伊勢市規則第 18 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 4 号中「有し指導育成を行うことを適当とする」を「有する」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

伊勢市事務分掌規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年11月29日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市規則第56号

伊勢市事務分掌規則等の一部を改正する規則

(伊勢市事務分掌規則の一部改正)

第1条 伊勢市事務分掌規則(平成19年伊勢市規則第8号)の一部を次のように改正する。

第5条の表健康福祉部の部医療保険課の款国民健康保険給付係の項第2号及び第22条第13号中「国民健康保険被保険者証」を「国民健康保険資格確認書」に改める。

(伊勢市公印規則の一部改正)

第2条 伊勢市公印規則(平成17年伊勢市規則第7号)の一部を次のように改正する。

別表市印の項中「国民健康保険被保険者証、国民健康保険被保険者資格証明書、国民健康保険高齢受給者証」を「国民健康保険資格確認書」に改める。

(伊勢市個人情報保護に関する法律事務取扱規則の一部改正)

第3条 伊勢市個人情報保護に関する法律事務取扱規則(令和5年伊勢市規則第31号)の一部を次のように改正する。

様式第10号、様式第19号及び様式第25号中「健康保険被保険者証」を削る。

(伊勢市福祉医療費の助成に関する条例施行規則の一部改正)

第4条 伊勢市福祉医療費の助成に関する条例施行規則(平成17年伊勢市規則第58号)の一部を次のように改正する。

様式第1号中「健康保険証」を「資格確認書」に改める。

(伊勢市母子保健法施行細則の一部改正)

第5条 伊勢市母子保健法施行細則(平成25年伊勢市規則第16号)の一部を次のように改正する。

様式第2号中 「被保険者証の記号及び番号」 を 「被保険者の記号及び番号」 に改める。

(伊勢市子ども・子育て支援法施行細則の一部改正)

第6条 伊勢市子ども・子育て支援法施行細則(平成27年伊勢市規則第3号)の一部を次のように改正する。

様式第1号中「被保険者証等」を「資格確認書等」に改める。

(伊勢市保育所の利用に関する規則の一部改正)

第7条 伊勢市保育所の利用に関する規則(平成27年伊勢市規則第16号)の一部を次のように改正する。

様式第1号中「被保険者証等」を「資格確認書等」に改める。

(伊勢市立認定こども園条例施行規則の一部改正)

第8条 伊勢市立認定こども園条例施行規則(平成22年伊勢市規則第32号)の一部を次のように改正する。

様式第1号中「被保険者証等」を「資格確認書等」に改める。

(伊勢市介護保険規則の一部改正)

第9条 伊勢市介護保険規則(平成17年伊勢市規則第83号)の一部を次のように改正する。

様式第3号中 「医療保険被保険者証記号番号」 を 「医療保険被保険者記号番号」 に、「医療保険被保険者証を」を「医療保険加入者であることを確認できるものを」に改める。

様式第4号中 「医療保険被保険者証記号番号」 を 「医療保険被保険者記号番号」 に改め

る。

様式第6号中 「医療保険被保険者証」 を 「医療保険被保険者」 に、「医療保険被保険者証を」を「医療保険加入者であることを確認できるものを」に改める。

様式第14号中 「

保険者名
被保険者証

」 を 「

保険者名
被保険者

」 に、「医療保険の被保険者証」を「医療保険加入者であることを確認できるもの」に改める。

様式第23号の2中「被保険者証記号」を「被保険者記号」に、「被保険者証番号」を「被保険者番号」に、「保険証」を「資格確認書」に改める。

様式第45号中 「医療保険被保険者証記号番号」 を 「医療保険被保険者記号番号」 に改める。

(伊勢市休日・夜間応急診療所条例施行規則の一部改正)

第10条 伊勢市休日・夜間応急診療所条例施行規則（平成17年伊勢市規則第109号）の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

(利用の手続)

第2条 伊勢市休日・夜間応急診療所（以下「診療所」という。）において診療を受けようとする者は、別に定める診療申込書を市長に提出しなければならない。この場合において、法令の規定により診療を受

けようとするときは、当該法令の定める医療に関する給付を受けることができることを確認することができる書類等を併せて提示しなければならない。

(伊勢市自転車等の放置防止及び適正な処理に関する条例施行規則の一部改正)

第11条 伊勢市自転車等の放置防止及び適正な処理に関する条例施行規則(平成26年伊勢市規則第19号)の一部を次のように改正する。

様式第5号から様式第7号までの規定中「健康保険被保険者証」を「個人番号カード」に改める。

(伊勢市印鑑の登録及び証明に関する条例施行規則の一部改正)

第12条 伊勢市印鑑の登録及び証明に関する条例施行規則(平成17年伊勢市規則第92号)の一部を次のように改正する。

第4条第4項中「各種健康保険証」を「資格確認書」に改める。

様式第1号中「保」を「資」に改める。

様式第4号中「保険証」を「資格確認書」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和6年12月2日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前のそれぞれの規則に定める様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、この規則による改正後のそれぞれの規則に定める様式によるものとみなす。
- 3 この規則の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

伊勢市立図書館規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年11月29日

伊勢市教育委員会

教育長 岡 俊晴

伊勢市教育委員会規則第7号

伊勢市立図書館規則の一部を改正する規則

伊勢市立図書館規則（平成21年伊勢市教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

様式第1号及び様式第3号中「健康保険証・学生証・身分証明書・その他（ ）」を「個人番号カード・学生証・身分証明書・その他（ ）」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和6年12月2日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の伊勢市立図書館規則様式第1号及び様式第3号（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この規則による改正後の伊勢市立図書館規則様式第1号及び様式第3号によるものとみなす。

3 この規則の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

伊勢市事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和6年11月29日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市訓令第4号

伊勢市事務決裁規程の一部を改正する訓令

伊勢市事務決裁規程（平成17年伊勢市訓令第3号）の一部を次のように改正する。

別表第2の11の表支所の項中「被保険者証」を「資格確認書」に改める。

附 則

この訓令は、令和6年12月2日から施行する。

伊勢市議会の個人情報の保護に関する条例施行規程の一部を改正する訓

令を次のように定める。

令和6年11月25日

伊勢市議会議長 藤原清史

伊勢市議会訓令第2号

伊勢市議会の個人情報の保護に関する条例施行規程の一部を改正する訓令

伊勢市議会の個人情報の保護に関する条例施行規程（令和5年伊勢市議会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

第11条第1項第1号中「、健康保険の被保険者証」を削る。

様式第3号中「Tel（ ）」を「Tel（ ）」に、「その他（ ）」を「その他（ ）」に改め、「健康保険被保険者証」を削り、「（ 年 月 日生）」を「（ 年 月 日生）」に改める。

様式第13号及び様式第19号中「健康保険被保険者証」を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この訓令は、令和6年12月2日から施行する。ただし、様式第3号の改正規定（「健康保険被保険者証」を削る部分を除く。）は、公表の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この訓令の施行の際現にあるこの訓令による改正前の伊勢市議会の個人情報の保護に関する条例施行規程様式第3号、様式第13号及び様式第19号（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この訓令による改正後の伊勢市議会の個人情報の保護に関する条例施行規程様式第3号、様式第13号及び様式第19号によるものとみなす。
- 3 この訓令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

市立伊勢総合病院の診療等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和6年11月29日

伊勢市病院事業管理者 佐々木 昭 人

伊勢市病院事業管理規程第12号

市立伊勢総合病院の診療等に関する規程の一部を改正する規程

市立伊勢総合病院の診療等に関する規程（平成17年伊勢市病院事業管理規程第18号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「被保険者証その他の当該法令の定める医療に関する給付を受けることができることを証する書類」を「当該法令の定める医療に関する給付を受けることができることを確認することができる書類等」に改める。

附 則

この規程は、令和6年12月2日から施行する。

伊勢市告示第 179 号

令和 4 年 3 月 30 日伊勢市告示第 36 号（市道の路線の認定について）の一部を次のように変更します。

令和 6 年 11 月 18 日

伊勢市長 鈴木 健 一

本則の表小俣本町令 3 - 15 号線の項中「小俣町本町 341 番 272 地先」を「小俣町本町 3642 番地先」に、同表小俣本町令 3 - 16 号線の項中「小俣町本町 341 番 272 地先」を「小俣町本町 3592 番地先」に改める。

伊勢市告示第 180 号

令和 4 年 3 月 30 日伊勢市告示第 38 号（道路の供用開始について）の一部を次のように変更します。

令和 6 年 11 月 18 日

伊勢市長 鈴木 健 一

本則の表小俣本町令 3 - 15 号線の項中「小俣町本町 341 番 272 地先」を「小俣町本町 3642 番地先」に、同表小俣本町令 3 - 16 号線の項中「小俣町本町 341 番 272 地先」を「小俣町本町 3592 番地先」に改める。

伊勢市告示第 181 号

伊勢市議会定例会を次のとおり招集します。

令和 6 年 11 月 25 日

伊勢市長 鈴木 健 一

- 1 招集の日時 令和 6 年 12 月 2 日（月） 午前 10 時
- 2 招集の場所 伊勢市議会議場

伊勢市教育委員会告示第 12 号

伊勢市教育委員会会議を次のとおり招集します。

令和 6 年 11 月 18 日

伊勢市教育委員会
教育長 岡 俊 晴

記

- 1 日 時 令和 6 年 11 月 25 日（月）午後 7 時 00 分
- 2 場 所 伊勢市教育委員会（小俣総合支所）3 階 大研修室
- 3 会議に付する事件
 - 議案第 44 号 令和 6 年度教育関係補正予算（第 6 号）について
 - 議案第 45 号 伊勢市立図書館規則の一部改正について
 - 議案第 46 号 学習者用端末の取得について

伊勢市議会図書室規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和6年11月25日

伊勢市議会議長 藤原清史

伊勢市議会告示第 1 号

伊勢市議会図書室規程の一部を改正する告示

伊勢市議会図書室規程（平成 20 年伊勢市議会告示第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条第 2 項中「健康保険の被保険者証」を「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）第 2 条第 7 項に規定する個人番号カード」に改める。

附 則

この告示は、令和 6 年 12 月 2 日から施行する。

伊勢市上下水道事業告示第 27 号

伊勢市指定給水装置工事事業者規程(平成 17 年上下水道事業管理規程第 17 号) 第 6 条の 2 の規定により伊勢市指定給水装置工事事業者を次のとおり指定の更新をしましたので、告示します。

令和 6 年 11 月 19 日

伊勢市長 鈴木 健 一

指定 番号	事業者名	所在地	指定年月日	指定有効期限
384	高橋建設 株式会社	松阪市大口町 350 番地 3	令和 6 年 10 月 31 日	令和 11 年 11 月 28 日
386	ジャパンネク ストリテイリ ング株式会 社	愛知県名古屋市 千種区内山 3 丁 目 31 番地 20 今 池 NM ビル 4 階	令和 6 年 10 月 31 日	令和 12 年 1 月 23 日

伊勢市公告第 77 号

公 示 送 達

下記の者の督促状は、住所、居住等が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）第 78 条において準用する地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 20 条の 2 の規定により、公示送達をします。

なお、当該書類は、健康福祉部医療保険課に保管してありますから、来庁の上、受領してください。

令和 6 年 11 月 20 日

伊勢市長 鈴木 健 一

記

公示送達を受けるべき者の氏名及び住所

氏 名	住 所
省略	省略

伊勢市公告第 78 号

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 56 号）附則第 5 条第 1 項の規定に基づき、次のように農用地利用集積計画を定めましたので、同項の規定により公告します。

令和 6 年 11 月 28 日

伊勢市長 鈴木 健 一

「次」は省略し、その関係書類を伊勢市産業観光部農林水産課に備え置いて縦覧に供します。

伊勢市公告第 79 号

公 示 送 達

下記の者の差押調書（謄本）、配当計算書（謄本）及び充当通知書は、住所、居所等が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 20 条の 2 の規定により公示送達をします。

なお、当該書類は、総務部収納推進課に保管してありますので、来庁の上、受領してください。

令和 6 年 11 月 29 日

伊勢市長 鈴木 健 一

記

公示送達を受けるべき者の氏名及び住所

氏 名	住 所
省略	省略